



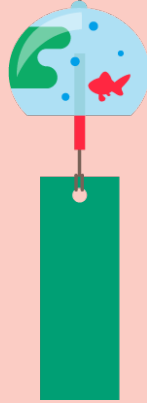
詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 information

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定等委員会だより



公益認定等事務支援システム POSS (Pictis Office Support System)

ログインID
 パスワード
 ログイン

IDとパスワードを紛失した場合は
 公益TISについて
 公益TIS利用上の注意

2018 7月

1 2 3 4 5 6 7
 8 9 10 11 12 13 14
 15 16 17 18 19 20 21
 22 23 24 25 26 27 28
 29 30 31

14:27:03

本システムの詳細設計・開発は、平成29年11月1日に富士電機システムズ株式会社に移転しています。

内閣府からのお知らせ

- 2018年01月31日
公益法人informationトップページの再改修について
 ↓ 2月3日or4日から、新デザインとなります。
 たびたびご迷惑をおかけいたしますが、2月頭を目途に公益法人informationトップページの再改修を予定しております。
 お手数ですが、電子会議室にてご確認願います。
- 2018年05月28日
公益法人information (ホームページ)の改修について
 「電子会議室」の【001-1_HP・パンフレット等に関する意見交換掲示板】に、標記について、御案内を掲載しております。

システム運用上のお知らせ

- 2014年03月20日
法人から各種の申請があった際に行政窓口へ配信されるメールについて
 人事異動等に伴い、標記のメールを受信されている担当者に変更があった場合は、①都道府県名、②それまでの担当者のメールアドレス(削除アドレス)、③これからの担当者のメールアドレス(追加アドレス)を明記の上、次のメールアドレスまで送信

お知らせ

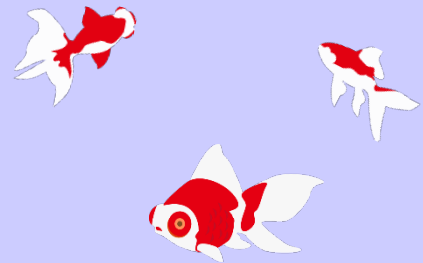
平成30年11月19日(予定)から、電子申請システムが新しくなります。
 ※ 画像は、切り替え前システムの画面。

目次

- P.2、3
平成29年度 会計研究会について
- P.4
次期電子申請システムへの切り替えについて
- P.5
内閣府・都道府県窓口一覧、窓口相談について
- P.6
公益認定申請サポートに関する情報・法人運営相談等について



※次号は9月発行予定です



平成30年6月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除 法人数	
内閣府	社 団	806	123	627
	財 団	1,675	329	848
都道府県	社 団	3,360	113	3,984
	財 団	3,714	446	2,920
合 計		9,555	1,011	8,379

(注) 公益目的支出計画実施法人

平成29年度

公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について

～公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会～

お知らせ

平成29年度において、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）は、5回にわたり諸課題の審議を行いました。その結果を平成30年6月15日の委員会で報告し、承認を得て公益法人informationに公表しました。

報告書の内容

1. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化
2. 財務諸表における勘定科目の明確化
3. 別表H簡便版の作成のフォローアップ

今回は、その一部の内容についてご紹介致します。

特定費用準備資金の運用の点検について

課題

特定費用準備資金の活用が低調（内閣府認定法人では20%程度）

公益法人の責に帰することができない事情による収入減少の可能性あり

解決法

通常型：より多くの公益法人が現状の特定費用準備資金を活用できるよう、要件を明確化します。

特例型：特費積立の要件を弾力化し、従来認められていなかった新たな特定費用準備資金の計上を認めます。

◆ 現状の特定費用準備資金の 要件の明確化

		対象事業		要件		
		新規事業	既存事業	目的	規模	期間
現 常 状 型	[1] 将来の費用支出の増加が見込まれる場合	○	○	具体的な説明	個別具体的な計画	最長10年を目安
	[2] ① 将来の収入の減少が確実に見込まれる場合※注1	—	○	具体的な説明	個別具体的な計画	最長5年分

※注1：過去の実績等及び将来見込みから収入減少の見込みを明示する必要があります。

◆ 特定費用準備資金の 弾力化（新たな特定費用準備資金）

上記、[1] 及び [2] ①で対応できないと主張する法人からは、その理由に関してガバナンスを踏まえ、事業の安定性・継続性を中心に合理的な説明を求めて特定費用準備資金の計上を認めます。

		対象事業		要件		
		新規事業	既存事業	目的	規模	期間
特 例 型	[2] ② 将来的に収入の安定性が損なわれるおそれがあり、専ら法人の責に帰することができない場合※注2	—	○	具体的な説明	蓋然性の高さに係る見込み	最長5年分

※注2：該当する場合の条件のまとめ

① 公益法人が特定費用準備資金の積立要件を説明するに当たり、当該公益法人の責に帰することができない事情により将来の収入減少が見込まれることについて、法人の理事会、評議員会又は社員総会、監事等の認識を踏まえた説明をすること。

② 当該積立額に相当する資金が必要となる理由の説明をすること。

③ 当該積立の期間は最長で5年であり、その期間が合理的であること。

例：政策変更に伴う補助金の削減の見込みなど。

財務諸表における勘定科目の明確化

課題

外貨建債券等の決裁時における換算差額を処理するための、為替差損益等の科目例示がなく、処理方法が不明確

現状の様式によると他会計振替額の直前で一般正味財産の増減額が集計されていないことにより、他会計振替額の蓋然性を直ちに確認できない状況

解決法

勘定科目を明確化します。

「為替差損益」の勘定科目及び為替差損益と評価損益との関係

- ① 一般正味財産増減の部に計上される為替差損益
 - i) 時価法を適用した投資有価証券に係る為替差損益
以下の評価損益等の勘定科目に為替差損益を含めて計上する。
 - ・基本財産評価損益等
 - ・特定資産評価損益等
 - ・投資有価証券評価損益等
 - ii) その他の為替差損益
経常収益及び経常費用に為替差益及び為替差損の勘定科目で表示
- ② 指定正味財産増減の部に計上される為替差損益
以下の評価損益等の勘定科目に為替差損益を含めて計上する。
 - ・基本財産評価損益等
 - ・特定資産評価損益等

「他会計振替前当期一般正味財産増減額」の勘定科目の追加

他会計振替額の直前に「他会計振替前当期一般正味財産増減額」を追加

正味財産増減計算書内訳表

- | | |
|-----|--------------------------|
| I | 一般正味財産増減の部 |
| ... | |
| 2. | 経常外増減の部 |
| ... | |
| | 当期経常外増減額 |
| | 他会計振替前当期一般正味財産増減額 |
| | 他会計振替額 |
| | 当期一般正味財産増減額 |
| ... | |

適用時期等

これらの措置については、平成30年4月1日以降開始する事業年度から適用します。ただし、早期の適用を妨げません。

関連して「公益法人会計基準」の運用指針「12. 財務諸表の科目」及び「13. 様式」が改正となりました。



研究会の報告書等は「公益認定information」からご覧いただけます。

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

公益認定information トップページ → 「内閣府からのお知らせ」 →

“「平成29年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」及び「公益法人会計基準の運用指針の一部改正」の公表について” をクリック

(システム切り替えのお知らせ)

公益法人及び公益目的支出計画実施中の一般法人、
公益認定申請中・申請予定の一般法人の皆様へ

**平成30年11月19日(予定)から、
電子申請システムが新しくなります。**

- ◆ システム切り替えにあたってのスケジュールは以下のとおりです(6月末現在)。

11月16日(金) 現行システムの運用停止



システム切替え作業

(この期間に申請・届出を行うことはできません。)



11月19日(月) 新システムの運用開始

- ◆ 切り替えまでの間、現行システムからのデータ移行作業のため、週末を中心に、現行システムの停止をすることがあります。
- ◆ システム切換えに関する詳細な情報については、公益法人 information やメールマガジン、本誌「公益認定等委員会だより」等で順次ご案内します。
- ◆ ご利用の皆様にはしばらくの間ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。



各行政庁公益法人行政主管部局一覧 (平成30年5月現在)

機 関 名		電話番号(代表/直通)
国	内閣府	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
		03-5403-9669(相談専用) 03-5403-9555(代)
都 道 府 県	北海道・東北地方	北海道 総務部法務・法人局法人団体課
		青森県 総務部総務学事課
		岩手県 総務部法務学事課
		宮城県 総務部私学・公益法人課
		秋田県 総務部総務課
		山形県 総務部学事文書課
		福島県 総務部私学・法人課
	関東地方	茨城県 総務部総務課
		栃木県 経営管理部行政改革推進室
		群馬県 総務部学事法制課
		埼玉県 総務部文書課
		千葉県 総務部政策法務課
		東京都 生活文化局都民生活部管理法人課公益法人担当
		神奈川県 総務局組織人材部文書課
	北陸・中信越地方	新潟県 総務管理部法務文書課
		富山県 経営管理部文書総務課
		石川県 総務部総務課
		福井県 総務部情報公開・法制課
		山梨県 県民生活部私学・科学振興課
		長野県 総務部情報公開・法務課
		岐阜県 総務部法務・情報公開課
	東海・近畿地方	静岡県 経営管理部総務局法務文書課
		愛知県 総務部法務文書課
		三重県 総務部行財政改革推進課
		滋賀県 総務部総務課公益法人・宗教法人係
		京都府 総務部政策法務課
		大阪府 総務部法務課
		兵庫県 企画県民部管理局文書課公益・宗教法人班
		奈良県 総務部法務文書課
		和歌山県 環境生活部県民活動団体室
		鳥取県 総務部行政監察・法人指導課
	中国・四国地方	島根県 総務部総務課
岡山県 総務部総務学事課		
広島県 総務局総務課		
山口県 総務部学事文書課		
徳島県 監察局評価検査課		
香川県 総務部総務学事課		
愛媛県 総務部総務管理局私学文書課		
高知県 総務部法務課		
九州・沖縄地方	福岡県 総務部行政経営企画課	
	佐賀県 総務部法務私学課	
	長崎県 総務部総務文書課	
	熊本県 総務部総務私学局県政情報文書課	
	大分県 総務部法務室	
	宮崎県 総務部総務課	
	鹿児島県 総務部学事法制課	
沖縄県 総務部総務私学課		

<内閣府の公益認定申請窓口相談について>

※窓口相談の時間は1回当たり約45分

窓口相談申し込み内容

対象法人

内閣府へ公益認定申請を予定している一般法人

相談内容

- 1.新規の公益認定申請に関するご相談
- 2.定款の内容や変更等についてのご相談

留意事項

- 1.この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。
- 2.以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。
 - (1) 既に公益認定申請を行っている法人
 - (2) 申請予定先行政庁が都道府県である法人
- 3.ご相談は、できる限り詳細な説明を行いますが、最終的な結果を保証するものではありませんので、予めご了承願います。
- 4.初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。



公益認定申請サポート・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）**についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。7月末から8月上旬にかけて、9月分の予約を受け付けます。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「窓口相談」）

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の開催予定は下記のとおりです。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」）

- 7月25日（水）東京第二回：東京都港区 日本消防会館
- 8月29日（水）東京第三回：東京都港区 日本消防会館
- 9月5日（水）京都第一回：京都府京都市 キャンパスプラザ京都

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます（トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」をクリック）。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

 内閣府公益法人 Facebook
 内閣府公益法人 Twitter
 内閣府公益法人 メールマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

●本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524
メール: koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。